

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

＜歳入、総務部、教育委員会、警察本部＞

開催日時 平成23年10月4日（火） 10:03～12:19

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

安井 宏一 委員長

森山 賀文 副委員長

小林 茂樹 委員

猪奥 美里 委員

太田 敦 委員

鍵田忠兵衛 委員

畠 真夕美 委員

神田加津代 委員

荻田 義雄 委員

和田 恵治 委員

欠席委員 なし

出席理事者 奥田 副知事

杉田 総務部長

林 奈良県理事兼危機管理監

富岡 教育長

和田 警察本部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 9月定例県議会提出議案について

＜会議の経過＞

○安井委員長 それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の欠席はございませんが、荻田委員はおくれるとの連絡がありましたので、ご了承願います。

はじめに、傍聴についてでございますが、本委員会は本日より3日間開催されますが、傍聴の申し出があった場合は、20名を限度に許可することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、傍聴の申し出があった場合は、さように対応させていただきます。

きょう、今のところは傍聴の申し入れはございません。

それでは、日程に従いまして、歳入、総務部、教育委員会、警察本部の審査を行います。

議案について、総務部長、県理事兼危機管理監、教育長、警察本部長の順に説明を願います。

○杉田総務部長 おはようございます。

それでは、提出議案全体の説明及び総務部関連事項についてご説明をいたします。

きょう予算審査特別委員会へ提出しています議案ですが、まず1点目、9月22日に提出しました平成23年度補正予算案その他、そして9月13日に専決処分を行いまして、本議会に報告する一般会計補正予算（第4号）、そして昨日提出いたしました一般会計補正予算案その他追加提案分、この3種類の議案がございます。

まず、「平成23年度一般会計特別会計補正予算その他」により、概括的な説明と総務部関連についてご説明します。

まず、今回予算審査特別委員会に付託されたものにつきましては、議第50号、議第51号の決算に係る議案を除く18件と、10月3日提出の一般会計補正予算（第6号）の合計19件となっています。補正予算が3件、条例の改正、制定が6件、契約等が5件、諮問1件、報告4件でございます。

それでは、まず、補正予算の概要につきましては、「平成23年9月県議会提出補正予算案の概要」で、そして条例の改正、その他につきましては、「9月県議会提出条例」でご説明させていただきます。それでは、予算、条例、その他の議案の順にご説明をいたします。

まず、「平成23年9月県議会提出補正予算案の概要」をごらんください。

1ページ、平成23年度奈良県一般会計補正予算第4号について。これは9月13日に災害を受けて専決処分をしたものでございます。予算規模69億400万円余でございます。これによりまして、一般会計総額は4,880億円余となります。これにつきましては、先ほど申しあげましたように、台風12号による災害への対応ということで、応急的な対応につきまして必要な経費を計上しているものでございます。財源内訳は、記載してありますように、国庫支出金33億3,000万円余、県債18億円余、一般財源17億6,900万円余となっておりますが、一般財源につきましては、今回の緊急性にかんがみ、財政調整基金からの繰り入れにより賄っております。

3 ページ、総務部関連の事業について。今回の災害の甚大さにかんがみまして、今後予見しがたい予算の不足が発生するものと見込みまして、緊急に対応するための予備費を1億円計上させていただいております。

4 ページ、平成23年度奈良県一般会計補正予算案（第5号）でございます。これは9月定例会の当初提出分でございます。補正額は17億9,200万円余となっております。これにつきましては、東日本大震災への対応、そして7月の台風6号の災害復旧、その他の課題に対応するための経費でございます。財源につきましては、記載のとおりでございますが、一般財源の内訳としましては、全額地方交付税となっております。

7 ページ、総務部関連の予算でございます。携帯電話等エリア整備事業につきましては、十津川村の3地区におきまして国庫補助に採択されましたので、携帯電話の補助事業につきまして県予算に計上するものでございます。

9 ページ、平成23年度奈良県一般会計補正予算案（第6号）でございます。これは昨日提出した台風12号災害対応経費でございます。予算規模72億8,800万円余でございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、台風12号の追加対策の経費でございます。財源としましては、まだ国庫等の調整ができておりませんので、国庫支出金6億9,000万円余、県債につきましては2億8,000万円余、一般財源63億1,000万円余となっております。すべて財政調整基金からの繰り入れでございます。

これら三次の補正を行いました結果、補正後予算総額は4,971億4,000万円余となっております。

12 ページ、総務部関連の予算でございます。今回の災害におきまして、災害の応急対策、復旧対策に従事する職員、長期にわたってハードな業務を行うことから、産業医とカウンセラーによる健康管理を実施することとしております。

予算の概要及び総務部関連の予算は以上でございますが、次に、条例の関係をご説明します。「平成23年9月県議会提出条例」でございます。

今回は提出条例を6件記載しておりますが、このうち総務部関連は1、奈良県税条例の一部を改正する条例でございます。

1 ページ、今回、地域主権関連に伴います地方税法の改正によりまして、一定要件を満たす一般乗り合い用のバスに係る自動車取得税の課税免除が条例事項とされました。また、あわせまして、国税との整合性による改定で、過料等の改正が行われております。

まず、自動車取得税につきましては、過疎地域のバスの非課税措置につきましては条例

で定めることとされまして、記載のとおり、県が地域住民の生活に必要な路線で運行の維持が困難になっているものとして補助を行う路線のバスを取得した場合において、自動車取得税を課さないこととしています。

罰則関係は、記載のとおり、引き上げ、創設等を行っております。

条例関係は以上でございます。

「平成23年度一般会計特別会計補正予算案その他」をごらんください。予算、条例以外の議案についてご説明いたします。

41ページ、地方自治法第179条第1項の専決処分の報告につきましては、先ほど言いました平成23年度奈良県一般会計補正予算（第4号）、台風12号災害の緊急対応の経費と奈良県税条例の一部改正条例でございますが、これにつきましては、42ページ以降でございますけれども、東日本大震災の原発事故に対応しまして、不動産取得税の特例措置を設けるものでございます。これは全国的な措置であることから、8月12日付で専決処分をしております。

47ページ、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告でございます。このうち総務部関連は、48ページ、県税条例の一部改正でございます。スポーツ振興法がスポーツ基本法に改正されたことによる語句の改正でございます。

以上でございます。

○林奈良県理事兼危機管理監 それでは、危機管理監の所管に係る議案の説明をさせていただきます。

平成23年度9月補正の危機管理所管に係る歳出予算の内容につきまして、「平成23年9月県議会提出補正予算案の概要」をお願いいたします。

5ページ、1、東日本大震災への対応の県職員の派遣として、災害廃棄物処理に関する業務の支援を行う事務職員の派遣で、538万7,000円を計上しております。

次に、被災者生活再建支援基金出資事業、東日本大震災に係る支援金の支出に伴う出資や今後の自然災害等に備えるための基金への出資ということで、10億8,357万1,000円を計上しております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○富岡教育長 教育委員会所管の議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、「平成23年9月県議会提出補正予算案の概要」をお願いいたします。

2ページ、台風12号による災害への対応で、(1)被災者に対する支援の新規事業の

被災児童生徒への支援でございます。これは台風12号により被災した児童生徒の心のケアを行うため、小・中学校及び高等学校に臨床心理士を派遣するなどの経費で、金額は600万円でございます。迅速かつ機動的な対応を講じるため、9月13日に専決処分をしたものでございます。

5ページ、1の東日本大震災への対応の中ほど、新規事業、被災児童生徒就学支援事業でございます。

2つの事業のうち、先に被災児童生徒就学支援事業について説明いたします。これは国の一次補正予算で設けられた被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用し、東日本大震災により被災し、経済的理由により就学困難となった幼児、児童または生徒に対する学用品費補助等の就園、または就学援助を行った市町村に対して補助を行うもので、補正額は331万2,000円でございます。

次に、高等学校等修学等支援基金積立金でございます。これは、今説明いたしました事業の実施に伴う国からの交付金を一たん基金に繰り入れた後、所要の経費に充当することとなっていることから、記載の基金への積み立てを行うもので、補助額は同額の331万2,000円でございます。

続きまして、教育委員会に係る条例改正につきましてご説明申し上げます。お手元に配付しております「平成23年9月県議会提出条例」をごらんください。

8ページ、議第48号、奈良県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正する条例でございます。国の交付金を財源として、経済的理由により就学が困難な高等学校等の生徒に対して、授業料の減免及び奨学金の貸与により、教育の機会の確保を図るため、平成21年10月に奈良県高等学校等修学支援基金条例を制定したところですが、このたび本年3月11日に発生しました東日本大震災への対応として、東日本大震災により被災し、経済的理由により就学が困難な幼児、児童または生徒に対する就学の支援のため、従来の設置目的を改正するとともに、条例の有効期限を延長する等を行うため、所要の改正をしようとするものです。

主な改正内容としましては、基金の設置目的に東日本大震災により被災し、経済的理由により就学が困難な幼児、児童または生徒に対して授業料の減免、奨学金の貸与等により、教育の機会の確保を図ることを追加するとともに、条例の有効期限を平成24年6月30日まで延長するものです。

なお、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上が教育委員会所管の議案の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○和田警察本部長 警察本部所管の提出議案についてご説明いたします。

提出議案は条例の改正案が1件でございます。

「平成23年9月県議会提出条例」をごらんいただきたいと思います。

7ページ、奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例でございます。手数料の免除または還付により、被災者の生活再建に資する措置を迅速に講ずるため、所要の改正をしようとするものでございます。

要旨につきましては、資料の記載のとおりでございますが、施行につきましては、公布の日からを予定しております。

以上が警察本部所管の提出議案の概要でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○安井委員長 次に、県理事兼危機管理監から、台風12号及び15号に関する被害状況等について報告を行いたいとの申し出がありましたので、報告を願います。

○林奈良県理事兼危機管理監 それでは、「台風12号及び15号に関する被害状況等について」の資料をごらんいただきたいと思います。簡潔に申し上げさせていただきたいと思います。

3ページ、被害状況で、人的被害の中で、まず死者が11名の方、行方不明者が13名の方をはじめとしまして、住家被害、それからその他の被害、孤立地区などについて、記載のとおりとなっております。

5ページ、台風12号及び15号における避難の状況で、避難所の開設状況ですけれども、現在4つの避難所に120名の避難者がおられます。それから、警戒区域につきましては、記載の合計6地区に118名の方がおられます。

8ページ、救援、支援の活動状況、まず自衛隊の関係ですけれども、9月4日出動をいただきまして、5日から救助活動、道路の警戒、給水活動、さらには物資の搬送などの業務に携わっていただいております。10ページのところにかけて自衛隊の活動を記述しております。現在も人員の捜索、それから救助活動を行っていただいております。その下ですけれども、国の活動として、国土交通省をはじめ、リエゾン、TEC-FORCE、そういった方々が記載のように活動いただいております。

11ページ、応援県としては福井県は、9月7日にヘリコプターで物資の搬送を行っていただきました。それから、日本赤十字社、トラック協会と参りまして、県の活動ですけ

れども、9月6日から五條市、十津川村に連絡調整員、リエゾンを派遣しております。それから、9月9日ですけれども、十津川村の現地災害対策本部設置ということで、職員の派遣を行っております。それから、野迫川村にも9月20日から30日、県職員を派遣をいたしております。その他、記載のとおり支援を行っております。

12ページ、消防及び防災ヘリの活動状況ということで、まず消防関係は、相互応援活動協定に基づきまして、県内の各消防本部が現地へ入っていただき、9月16日まで活動をいただいております。現在は地元の五條市の消防本部で行っていただいております。

13ページ、消防防災ヘリですけれども、救出活動等を最優先ということで、9月4日に孤立状態にありました天川村坪内の2世帯5名を救助したのをはじめ、記載のようにフル稼働という状態で、救命、救助を最優先で活動を行っております。

14ページ、5、応急仮設住宅建設の状況ですけれども、記載のように、五條市、十津川村、野迫川村と、現在119戸という候補戸数が出てまいっております。

15ページ、医療救護班等の活動状況で、まず派遣の状況、そして16ページからは活動の状況ということで、医療救護班、そしてこころのケアチーム、健康相談班などの活動状況は記載のとおりとなっております。

21ページからが道路の状況です。

特に25ページの図をごらんいただければと思いますが、幹線道路であります国道168号と国道169号などの通行状況につきまして、凡例のところに印の意味を記載しておりますけれども、緊急車両のみの通行可など、ポイントによりまして、記載のような状態となっております。

27ページ、河川の状況としましては、河道閉塞によります土砂ダムということで、五條市赤谷、十津川村長殿、十津川村栗平、野迫川村北股、その4つが上げられております。そのほかは28ページ、29ページに記載のとおりとなっております。

30ページ、農林業などの被害状況となっております、31ページ、県内企業等の被害状況、34ページ、旅館、ホテル関係の被害状況、35ページ、県下指定文化財の被害状況、36ページ、社会福祉施設等の被害状況となっております。

37ページ、ライフラインの被害関係を記述しておりますが、まず電気の関係で関西電力は、現在未復旧50件、これはすべて避難の指示、勧告地域内ということで、送電が必要な箇所における未復旧はゼロとなっております。それから、NTT西日本につきましても不通回線が復旧完了ということで、携帯電話の関係では、一部まだ未復旧が残っております。

ますけれども、衛星携帯電話の貸し出しであるとか、あるいは移動衛星基地局の稼働と、そういったことで工夫しながらつないでおります。

それから、39ページ、県の体制ですけれども、9月1日に1号警戒配備、2日には2号警戒配備、そして4日の朝に災害対策本部設置、第1回の本部会議開催ということで、9月30日まで合計29回の会議の開催となっております。10月1日からは特段の状況が生じなければ、幹事会を開催するという形で連日会議を開いております。引き続きまして、二次被害の防止などの応急対応といったことを中心に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○安井委員長 ただいまの説明、報告、またはその他の事項も含めまして、質疑等があればご発言願いたいと思います。なお、理事者の皆さんには委員の質疑等に対しまして、明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

それでは、委員の方から発言をいただきたいと思います。

○太田委員 それでは、最初に質問させていただきます。

6点にわたって質問をさせていただきます。時間も限られているので、項目で質問させていただきます。

まず、歳入についてですけれども、今回は台風12号の災害によって、被災者の皆さんの税の減免や猶予について、被災者の方にしっかりとこの情報が行き届くよう周知を徹底すべきと思っておりますけれども、その状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

次に2問目ですが、これも同じく台風12号の災害についてですが、災害対策本部の立ち上げが遅かったという議員からの指摘もあったのですが、警戒態勢がひかれていたことは承知をしているのですけれども、災害対策本部としては4日の朝になったということで、災害対策本部の立ち上げが早かったとしたら、対応に違いがあったのかどうか。また、これまで議員からも指摘されておりますけれども、災害対応、初動体制の問題で、これまでご意見を聞いた部分で教訓として今後どのように取り組んでいくのか、その点について伺いをしたいと思います。

そして、3問目は、同じくこの災害の問題ですが、黒滝村では村全体で全壊が1戸ということで、被災者生活再建支援法の適用対象とならないと副村長からお聞きしましたけれども、被災者の被害については、これは十津川村であったり五條市大塔町であったり、麥

わりはないわけですが、被災者生活再建支援法の適用対象とならない自治体の被災者についても救済する手だてがないのかどうか、この点についてお伺いさせていただきます。

4問目は、6月議会で質問させていただきましたが、救急患者の搬送ルールの適用、これにつきましては、知事からうまくいってないという答弁がありましたけれども、今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

そして、教育委員会に2点質問させていただきます。

大和高田市では、中学校給食が、まだ未実施でございますけれども、このようなところに対して、県はどのようにかわり、支援をしていくのか、この点についてお伺いしたいのと、発達障害の子どもさんの通う教室、大和高田市ではステップ教室、通級教室ともいわれる教室ですけれども、実は大和高田市では小学校に1校しかないという状況でございます。今は、小学校だけですけれども、中学校にも必要ではないかと思っておりますけれども、その点について教育委員会の考えをお聞かせいただきたいと思っております。以上でございます。

○奈良税務課長 税の減免について情報を周知徹底するようにとのご指摘でございます。

台風12号の災害による被災者の方々の県税につきましては、9月9日に県税の申告納付期限の一律延長について告示を行いまして、その際に県税の減免等の措置もあわせて4県税事務所に対しまして、適切にこれを取り扱うように通知をしたところでございます。また、市町村に対しましても、台風12号の被災者に対する県税の減免等というリーフレットを改めて作成いたしまして、これを配布いたしまして、これらの措置について被災者の方々に情報がきちんと行き届くようにと周知を依頼してございます。さらに、納税協会や税理士会などの関係団体にもご協力をお願いいたしまして、あわせて県のホームページにも掲載するなど、周知徹底を図っているところでございます。今後とも被災された方々がこのような制度を円滑にご利用できるように、市町村とも連携を密にしながら制度の周知徹底に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○林奈良県理事兼危機管理監 台風12号災害の災害対応と今後の取り組みについて申し上げます。

今回の台風12号につきましては、9月1日に1号警戒配備、そして2日は全部局体制である2号警戒配備をとるなどによりまして、警戒態勢をしきました。3日、十津川村、天川村において人的被害が発生したわけですけれども、その際にも両村と頻繁に連絡をとり合いまして、常時最新状況の把握を行っております。本県では9月4日の8時半に災害対策本部を設置して、第1回会議を開催したのですけれども、3日の夜に知事から災害対

策本部設置を早急に行うこと、具体的には4日の8時半に招集すること、さらに自衛隊の派遣要請を検討すること、そして災害現地状況調査の準備を行うことなどの包括的な指示が出されまして、知事の指揮下における災害対応を行ってまいりました。4日の深夜、早朝に自衛隊の派遣も要請したわけですけれども、そういう迅速な対応も行ったところでありまして、初動対応の遅れはなかった、また違いはなかったものと認識をしております。

それから、今回災害発生時の初動対応が、被害の拡大防止のかなめであることを改めて認識もいたしました。より迅速、的確に被害状況を把握できるよう、市町村、関係機関との連携をさらに強くしまして、適切な災害対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。また、今回の災害対応の経験を防災計画の見直しにも反映させていきたいとも思っております。

○松山防災統括室長 被災者生活再建支援法の適用についてお答えいたします。

10月3日現在、台風12号に係る本県の被災者生活再建支援法の適用該当市町村は、五條市、十津川村、天川村、野迫川村の1市3村です。この法の適用は、原則として10以上の世帯の住宅が全壊した市町村に適用され、22世帯が全壊した五條市、11世帯が全壊した十津川村が該当します。また、全壊家屋が10以上の都道府県が2つ以上ある場合、今回の場合でしたら奈良県、三重県、和歌山県で2つ以上あることになるのですが、その場合は、人口5万人未満の市町村では2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村にも適用されるということで、枠が広がっております。そのおかげで奈良県の場合は4つの全壊被災がありました天川村、野迫川村が該当したわけです。

当該法律は平成7年の阪神・淡路大震災を受け、議員立法で平成10年5月に成立したものです。その後、平成16年、平成19年、平成22年9月と改正が行われ、そのたびに立法の趣旨である被災者が生活再建に使い勝手のよいものにとということで、対象となる災害要件の緩和、対象となる被災世帯の拡大、支援金のかさ上げなどが図られてまいりました。その中で、全壊世帯2以上というのが、現行法の最も低い基準であり、全壊世帯が1世帯のみの黒滝村には適用がなかったということです。平成22年9月3日、最新の法改正によりまして、先ほど言いましたように、全壊世帯4の野迫川村と天川村はこの改正によって今回適用となりましたが、この改正に当たっても、全国知事会から国に対し、同一の災害における支援の不均衡を是正するとの観点から、現行制度で一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、すべての被災地域が支援の対象となるよう制度改正の緊急要望がなされました。すなわちこの緊急要望の内容は、同一災害においては、

1世帯でも対象にしたらという内容です。今後も同趣旨の改正を国に継続して行ってまいりる所存です。

なお、県におきましても、他府県、全国で対象外のところを県単で救済しているところは、今回の災害におきましても三重県でも、奈良県と同じように、対象外の市町村がありますので、その辺につきまして、他府県の状況も勘案しながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○松丸知事公室次長消防救急課長事務取扱 救急搬送の取り組み状況についてご報告を申し上げます。

本県におきましては、円滑な救急搬送及び受け入れ体制の構築を目指しまして、搬送ルールを本年1月26日に策定をいたしました。それで、1月31日から運用をしているところでございます。搬送時間、これは119番通報から医師へ引き渡しまでの時間でございます。この搬送時間がルール運用前の昨年7月時点と比較をいたしますと、運用当初はやっぱり間もないということもあって一たん悪化いたしました。その後徐々に改善傾向を見せております。それで、現在は昨年と同じぐらいの時間となっております。ただ、目立った効果というのはまだあらわれていない状況でございます。

それで、医療機関と消防機関、この実務レベルの意見交換会をやろうということで、7月6日と8月30日に開催をいたしました。それぞれ互いに問題点を出し合って議論をいたしました。それで、今後も具体的な事例、遅くなっている事例をとらえて、その原因究明、その対応策について議論を深めていくということで、これからも継続的に実施をすることとしております。なお、併せて、消防署別に搬送状況を分析をいたしまして、患者の症状に合った適切な病院に搬送されているかどうか、これも重要なことですので、データ分析をして、検証を行っていくこととしています。なお、10月中には消防本部とすべての救急車にiパッドを配備いたしまして、e-MATCHシステムの運用を開始することとしています。これによって、搬送業務の効率化を図っていくこととしています。

いずれにいたしましても、医療機関、消防機関の双方が意識を持って取り組むことが重要でございます。また連携を強化していくことが重要でございます。こういったことから、この取り組みをさらに継続的に実施をいたしまして、搬送状況の改善に努めてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

○柴田保健体育課長 中学校給食導入に係る支援についてでございます。

学校給食は成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のために、栄養バランスのとれた

豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食育を効果的に進めるためにも重要であると認識しております。

県教育委員会としましては、今までも中学校給食未実施の市町にアプローチしてきており、現在2市3町で検討委員会等を設け、検討していただいているところでございます。しかし、法律上、学校給食を実施するかどうかにつきましては、あくまで設置者であります市町村が相当な財政的負担を考慮した上での判断となっております。未実施市町が学校給食の導入を検討する折には、自校方式であれ、センター方式であれ、その建設に際しまして国の補助制度であります安全・安心な学校づくり交付金を活用することとなり、この国庫補助額の算定などを含めたアドバイスを含めて、有利となるよう相談もあわせ、支援してまいりたいと考えております。ただ、本会議で教育長が申し上げましたとおり、例えば大和郡山市の給食センターのケースから申しますと、全建設費用の約10億円に対し、7,000万円の国庫補助が実態となっているところでございます。以上でございます。

○石井教職員課長 通級指導教室につきましてお答えを申し上げます。

通級指導教室につきましては、市町村教育委員会が設置しておりまして、国の加配教職員定数を配当させていただいているところでございます。平成23年度につきましては、加配教職員定数16名を活用いたしまして、小学校11校に15教室、中学校1校に1教室、計12校に言語障害や発達障害でございますLD、ADHD対応の16教室を開設しているところでございます。なお、発達障害につきましては、平成18年から制度化されておりまして、現在6教室、県内で設置しております。近年、通級指導を希望する児童生徒の増加傾向を踏まえまして、通級指導教室の小学校での新增設や中学校における新設を求める声があることは聞いております。今後とも全国都道府県教育長協議会を通じて通級指導教室の設置に伴います加配教職員定数の全国的な確保を要望してまいりますとともに、県独自でも文部科学省に対しまして必要数の確保を求めていきたいと考えております。配当に当たりましては、市町村教育委員会の意向を十分聞きながら、通級指導教室を配置できるように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○太田委員 それぞれご答弁いただきましてありがとうございました。

まず、歳入のところで税の減免については、周知徹底をしていただく旨のご説明をいただきましたので、これを実際行う市町村に、ぜひそこで進めていただきたいと思います。ですので、基本的に税の減免や猶予というのは申請主義に今はなっていると解釈をしているのですが、これだけ被災されている戸数や人数も明らかになっております

ので、恐らく行き届くかとは思いますが、仮にこの申請がおくれた場合に後からでも受け付けられるような体制を県としてもフォローしていただきたいと思っているのですけれども、その点について、仮に申請することを、知らなかったのだと、後になってわかったけれども、期限が過ぎていたという場合に、受け付けていただくことができるのかどうか、その点について1点確認をしていただきたいと思います。

そして、初動体制の問題についてですけれども、先ほどご説明もいただきました。9月2日に吉野土木事務所で聞き取りもさせていただきまして、災害発生後も5人の日本共産党県議団で手分けしてそれぞれ聞かせていただいたのですけれども、やはり災害直後というのは十分な対応ができていないということで、苦慮されていた状況でした。当然物資も必要だったのですけれども、人の手も必要だということで、9月7日の合同委員会でご答弁いただいた中では、五條市と十津川村に2人ずつのお話で、県から派遣ということで、もっと思い切った動員が必要じゃなかったのかとも思っているところです。災害対策本部の立ち上げについては、知事によって立ち上げを決めるとなっておりますので、この点については総括質疑でまたお願いしたいと思います。

黒滝村の被災地の問題ですけれども、先ほどご答弁いただきまして、何とか法の適用を考えていきたいと、そう受けとめましたけれども、現在では黒滝村では2戸以上でないといけないということだけれども、ぜひ何とか法を拡大解釈して適用できるようにしていきたいというお話だと受けとめたのですけれども、違ってればまたご説明いただきたいと思います。

そうであれば、ぜひそうしていただきたいと思っております。

救急医療体制の問題は、先ほど来お話がございましたけれども、まだ目立った改善は、あらわれていないということです。根本的には医師、看護師不足にあると思っておりますけれども、ここはあくまでも救急医療の搬送ルールでございますので、それはそれで大いに進めていただきたいと。医療対策課には医師、看護師の増員を求めていきたいと思っております。

教育委員会でございますけれども、中学校給食の問題では、実は大和高田市ではもう3月議会でも6月議会でも9月議会でも議員から、なぜ大和高田市で中学校給食ができないのかと、導入してほしいとのお話があります。まだ大和高田市では検討委員会が開かれてなく、市からもまだそういうお話がないかもしれないのですけれども、そういう状況にあるということだけのご認識をいただきたいと思っております。

通級学級ですけれども、これもぜひ小学校にも、また中学校にも広げていただきたいというお話もございまして、実は大和高田市でも現在23名の生徒がいらっしゃって、もう市内で1カ所の教室しかないわけですから、1人の方が待機しておられます。中学校に上がったらもう後はフォローできないというのが現場の声でございます。今、新庄中学に1校だけしかないので、せめてもう少し中学校でもLDやADHDの生徒さんを受け入れる体制づくりを進めていただきたいと思います。

税の問題と、それから黒滝村の問題、2点お願いします。

○奈良税務課長 申告納付の延長でのご質問でございます。

通常でございましたら、申告納付の延長につきましては、委員ご指摘のとおり、個別の申請によるのですけれども、今般の台風12号の被害の甚大さにかんがみまして、地域を一律に指定しまして、納税者の申告を待たずとも一律に申告、納付、あるいは徴収についての期限を延長してございます。いつまで延長するかということでございますけれども、まだ被災状況が継続していると考えられることから、改めて災害が終わった段階で被災地の状況を踏まえまして、別途指定をしたいと考えております。また、期限延長の終了後においても、被災により県税の納付が困難な場合には、個別の申請といったものでまたご相談に応じて、被災者の資力等の状況に応じまして、また適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○松山防災統括室長 黒滝村の件に関しましては、法の拡大解釈でもって適用というわけではなく、一義的には法改正を国に要望していくと。しかし、これは時間もかかりますので、そういう場合には県としても、他県の例も参考にしながら何とかならないか検討していくというお答えです。

○太田委員 ありがとうございます。

税はまだ延長期間はこの状況を見ながらしていただくということですので、くれぐれも申請漏れがあったために税の減免や猶予が受けられないということがないようにだけ、お願いをしておきます。

黒滝村の件ですけれども、副村長にお話聞きましたら、9月はもう8日間も役場に寝泊まりして、もうその上、この適用がならないということで、氣力を失いかけたというお話だったのです。黒滝村赤滝の災害現場も実際見てきましたけれども、これはもう本当に相当な時間と労力が必要だと感じましたので、復興に向けて頑張る行政や村民の願いにぜひともこたえていただきたいと思っております。ぜひともよろしく申し上げます。以上で終

われます。

○安井委員長 続いて、ほかにありませんか。

○和田委員 大きく3点にわたって質問をさせていただきたいと思います。

1つ目は災害対策の関係です。2つ目は議第52号の保健環境研究センターの関係でございます。3点目は議第54号の新県営プール、以上の3点です。

この災害関係予算について、非常に積極的に全力を挙げて今の財政の許す限りの取り組みをしていただきました。本当に喜んでおります。代表質問、一般質問を通じて、いろいろな議員からさまざまな角度で何とかしようじゃないかという、真剣な熱のこもったすばらしい質問、あるいは提案、要望が出されました。それに対して、理事者側としても本当に窮することなくどんどん積極的に踏み込んで答弁をされたということで、これは本当に大変なことだと。知事も、今災害を被災をしたけれども、今後のこれが復旧、復興の暁にはもっともっと多くの人たちが住めるような住みよい、そういう地域、環境づくりをしていきたいと、このような決意を申し上げられました。本当にそのような地域、住まいづくり、環境づくりを実現していけるよう、理事者、議会あわせてしっかりと取り組みをしたいものだと、私自身もそのような一員として頑張らせていただきたいと、このように思っております。

さて、そういう中で、あれもこれもいっぱいいろいろな問題が出されておりますので、2つ、3つ、気にかかること、まだ話が出ていないことを申し上げたいと思います。

一つは、東日本大震災でも問題になっておりますが、住宅を建てたけれどもローンが返せない、債務問題について。ローンだけではないのです、いろいろな意味での債務の問題。南部の災害を受けられた方々には、この債務の問題がないとは限らない。ですから、この債務問題については、やはり備えておく必要があるのではないかと。そういう相談が来るかもしれませんから、それに対してはどういうふうに対応していくのか、これは東日本大震災の事例に学びながら対応を考えておいてもらいたいと思います。

それから、あと一つ、東日本大震災もそうですが、台風12号の災害を見ても、天川村でしたか、村営住宅が流されてしまったと。想定外の災害であったということで、流されることなんてとても考えられなかった位置に住宅が建てられたのではないかと思うのです。ところが、流されてしまったわけですから、よほど公共施設、住宅はしっかりと本当に安全・安心の地域で建設される必要があるのではないかと。特に今度、仮設住宅を建てるわけですから、二次災害をこうむらないような形でしっかりと安全・安心の場所に、それぞれ

避難生活ができるよう、仮設住宅、そういったものを建てる際にはひとつ慎重に対応していただきたいと思うわけです。そんなことでの対応をどうお考えでしょうか。

それから、3点目の問題ですが、今のこの災害で、被災をされて、あるいは被災された方以外の方でもそうですが、住みにくい、これからここで一生過ごせるだろうかと、このような不安な思いから、村から離れていく、町から離れていく、市から離れていく人たちが出てくるのではないかと。このような可能性がないとは言えないと思うのです。ですから、今ただでさえ限界集落ということがやかましくなって、村として成り立って行くのかと言われていた問題があります。これが今回のこの災害を機に、廃村にまでいくのではないかと。そういうことを大変危惧しております。復旧、復興の暁には本当にすばらしい地域、環境づくりをと、より一層グレードアップした住まいの環境ができ上がることを目指して頑張るといふ決意だけれども、現実はそのような問題が交錯するのではないかと。ですから、限界集落を何とかして廃村にまでいかないように、できることならば、またふるさとへ帰ってきていただく、そのような対応を、復興、復旧を通じてのまちづくりを考えていってもらいたいと思うのです。もう既に130億円の予算をつぎ込むと言っているわけだから、その中にこの対策をしっかりと盛り込んでいく必要があるのではないかと。思うわけです。

そういうことでこの災害対策のことにつきまして、今まであまり触れられていなかった点として、ひとつお考えを持っていただきたい、聞かせていただきたいと、こう思います。これが1つ目です。

2つ目、保健環境研究センターのことです。保健環境研究センターですが、これは奈良市に保健環境研究センターがあったのは……。

○安井委員長 和田委員、ちょっとどういう質問の内容なのかわかりませんが、今の保健環境センターについては、明日の委員会、医療政策部。昼からになると思うので、この今の範疇には……。

○和田委員 了解でございます。

県営プールもそういうことになりますか、県営プールの話。

○安井委員長 プールはここです。

○和田委員 ここでよろしいか。

○安井委員長 プールも契約案件だから。くらし創造部、明日の午前の部で。

○和田委員 わかりました。では、その点だけ申し上げたいと。

○杉田総務部長 3点災害対策のお話がありましたが、いずれも重要なご指摘だと思いますけれども、それぞれ所管部局でそういう問題意識も持って予算計上しております。

例えば二重ローンの問題でいいますと、「平成23年9月県議会提出補正予算案の概要」の11ページ、中小企業金融対策とありますが、これも当初融資利率を9月13日段階では1.735でしたけれども、十津川村長はじめ、いろいろな方からお聞きしますと、地元の中小企業者にとっては負担が大きいという声もお聞きして、利率をさらに引き下げる措置をとっています。また、そういう視点でいろいろお聞きしたいと思っています。

また、10ページ、応急仮設住宅200戸となっていますが、いずれも立地につきましてはまちづくり推進局で市町村と意見を交換しながらやっています。当然安全性についても配慮されています。

また、離村者対応につきましては、知事も本会議の答弁で申し上げていますが、やはり災害に強く、希望の持てる地域にしていかなければいけないということで、これから復旧、復興の大きな課題の一つとして取り上げられることになると考えております。

ほかの個人のそういうお話が出てくれば、通常の福祉貸し付け、生活資金の貸し付けもございますし、そういう視点で意見をお聞きしながらやっていくことと。以上です。

○和田委員 私の意見の趣旨は、もう皆さんご理解していただいていることと思います。

最後は個々人の生活の立て直しが究極の目標になってきますから、それを取り巻く環境整備とか、いろいろな話が出ますけれども、最後の個々人の生活をどう立て直して、そこで住んでよかったと思えるようなふるさとづくりをするのか、これが重要だと思います。ですから、今は全体のインフラはどうだこうだとか、大きな問題で網を張っていますが、これから復興、復旧でどんどん前向いて改善されてくると、いよいよ個人の問題に入ってきますので、その対応をきめ細かにやっていただきたい、このことだけをお願いしておきたい。

○安井委員長 よろしいですか。

○神田委員 2～3点お聞きいたします。

まず、「平成23年9月県議会提出補正予算案の概要」の2ページ、教育委員会の関係ですが、聞き漏らしたかもわかりませんので、もう一度教えてください。

被災児童生徒への支援で、臨床心理士の派遣とありますが、どれぐらいの人数で、男女の比とかあるのかなど、もう少し詳しく内容を教えていただきたいと思うのが1つです。その上でまた質問させていただきます。

そして、これは住宅課になっておりますが、林危機管理監が報告をしてくださったから、ひょっとしたら質問できるかと思ったのですが、答えられないならまた次のときに言いますが、仮設住宅について。これは何日か前に知事のコメントで、県産材を使った仮設住宅をという新聞記事を読んだのですが、その辺はどうなのでしょう。もしわかる範囲で答えられるのでしたら教えてほしいのですが。

そして、その他の質問ですけれども、実はずっと文教委員会に入っておりませんで、その辺で新学習指導要領の実施が平成21年度から行われております。ゆとり教育を受けた子どもたちが今社会の中で活躍をしていると思うのですが、そのゆとり教育を受けた人たちが、いい面も悪い面もいろいろある中で、このゆとり教育が最初の目標を達しているのか、どのように生かされているのかと、ゆとり教育を受けた子どもたちが社会で活動する中で、本当にゆとり教育が生かされているのか、ちょっと疑問を持つようなことも聞きますし、感じますし。それを受けてのこの指導要領の実施なのかとの思いがあって、その辺のスケジュール、中身の概要を教えてくださいたいと思います。その3つです。

○沼田生徒指導支援室長 スクールカウンセラー等の派遣の具体についてお答えさせていただきます。

まず、児童生徒、教職員及び保護者に対する心のケアの支援といたしまして、大きく2つ行っております。まずは、スクールカウンセラー等の派遣でございます。これにつきましては、緊急要請に基づく派遣でございます。具体には天川中学校、野迫川小学校、それから十津川高校、これは県立教育研究所に今いる生徒たちでございます。また、十津川村内小・中学校各4校、そして五條市立大塔小学校、このような学校に対しましてスクールカウンセラーの派遣をしているところでございます。具体には、あす天川村へまたカウンセラーを派遣する形でいっております。もう1点、計画的巡回指導を行っております。これにつきましては、災害救助法適用10市町村をグループ分けいたしまして、実際にカウンセラーの目で子どもたち、保護者等々を観察もさせていただきながら、いろいろな悩みに相談をしていく形でございます。

それから、2つ目の大きなものといたしまして、電話相談窓口を開設しております。これにつきましては、そういった巡回指導、または緊急要請等のカウンセラー派遣の際に相談ができなかった子どもたちや保護者の皆様方、これは午後12時から5時までの間、電話によるカウンセラーの相談ができる機会を設けていることとしております。以上でございます。

○奥田副知事 仮設住宅の関係ですが、これは午後からのまちづくり推進局のところで詳しく聞いていただければと思いますが、概要を申し上げますと、奈良県の防災計画の中に、こういう災害が起こったときに仮設住宅はもう緊急の要がございますので、奈良県のプレハブ協会と協定を結んでおります。本来はプレハブ協会にお願いをして建てることになっているのですが、十津川村と野迫川村につきましては、ぜひとも地元の県内産材を使いたいという村長の強い要望がございまして、両村におきましては公募形式で地元の木材を使った仮設住宅の建設をすることで、県もその建築基準を認めたということでございます。詳しくはまた午後からお聞きいただきたいと思います。

○松尾学校教育課長 ゆとり教育の影響というお尋ねでございますけれども、前回の学習指導要領の改訂でゆとり教育という言葉が使われ出したわけでございますけれども、ゆとり教育の結果が、それを受けた子どもたちに影響を与えているか、どういう効果があったかにつきましては、国におきましても明確にされておられませんので、つかんでおらないところでございます。

ただ、このゆとり教育の中で、いわゆる完全学校週5日制のもとで実施されたわけでございますけれども、授業時間数の削減と学習内容が3割削減されました。この指導要領のもとで学校教育活動が実施されます折から、もう当初から学力低下が懸念をされておりました。国際調査の中にOECDが実施しておりますPISA調査という調査がございますけれども、このPISA調査の結果では、読解力におきまして、平成13年の実施では32カ国中8位であったものが、平成16年に発表された結果では41カ国中14位、さらにまた3年後の平成19年に発表されました結果では57カ国中15位と、やや順位が低下してきています。また、平成19年度に国が行っております全国学力・学習状況調査におきましても、基礎的、基本的な知識、技能はおおむね身につけているものの、いわゆる思考力とか判断力とか表現力を問う記述式の問題に課題があったとされております。

このようなことを受けまして、平成20年3月に国が学習指導要領の改訂を行いました。この改訂の結果、小学校、中学校とも授業時数が増加いたしましたけれども、例えば小学校におきましては国語、算数、理科、社会、体育の合計授業時数が10%増加しておりますけれども、一方、前回の学習指導要領改訂から導入されました総合的な学習の時間については35%の減ということになっておりまして、トータルいたしますと、小学校6年間の総授業時数が5,367時間から5,645時間へと278時間の増、比率にいたしますと5.2%の増となっております。以上でございます。

○神田委員 ありがとうございます。

わかりました。奈良県にはこの臨床心理士というお仕事をいただいている人はどれぐらいおられるのでしょうか。

それと、心のケアを受ける子どもたちの数、みんなその学校全員というわけではないでしょう。被災地の児童となっていますけれども、実際受けられる人はどれぐらいの子どもたちがいるのかがわかれば、これからふえることもあるかもわかりませんが、その辺ももう少し教えてください。

それから、仮設住宅については、それで結構です。知事のそういう思いが載っていたので、確認をさせていただきました。知事もきのうのどなたかの答弁で、この復旧、復興については全身全霊を込めてとおっしゃっていました。この報告書を見させていただいたら、そんな思いが伝わってくると今思っていましたので、引き続きよろしく願いしておきたいと思います。

それから、学習指導要領の件ですが、ゆとり教育、大変だったのですよねというのはあれですけども、完全週5日制というのは絶対にだめだと言って反対をしておりましたけれども、感性豊かにかとか、親子の家族のきずなをしっかりとつけていくためとか、いろいろな文句があったのですけれども、その辺が、学力は落ちてないという結果も出たことがありますけれども、こうして今改訂されて、新しくなっているのは、その辺にひずみが出てきたのかという思いが今改めてしておりますので、その辺、5日制は変わらないのかどうか。県でそういうことは判断できないとは思いますが、円周率3.0で育った子どもたちが果たしてそういう感性がみんなが期待していたほど育っているのかの思いは今もいたします。今新しくスケジュールが組まれた中では、授業数もふえていることですが、これがまた何かの形でひずみになって出てこないように、さきのゆとり教育もしっかりと検証しながら、そして何がそこで失われたのか、損なわれたのかもしっかりと学校教育の中で、また家庭や地域、こういうときこそ3つの連携が必要だともうずっと思っていましたので、ゆとり教育はどうやったなどを考えながら、次の新しい教育に生かして行ってほしいと。そうでないと、その子たちが社会の中で先輩方とうまくいかない、また同僚ともうまくいかない、そういう縦や横のつながりでこの社会は成り立っていますので、そんな中でしっかりと地に足をつけて活動できない原因をその教育の中でつくっているとしたら大変なことですので、そのことをお願いして、質問を終わりたいと思います。

臨床心理士の人数だけお願いします。

○沼田生徒指導支援室長 県内の臨床心理士の数ですが、実際にはこちらでは把握はしておりません。ただ、平成23年度、スクールカウンセラーを配置する事業がございます。その中で、県内小・中・高等学校に58校、臨床心理士等を派遣させていただいております。その58名の中から今回被災地へのカウンセラーを派遣させていただいております。

もう1点ですが、今回のカウンセラーの対象児童、生徒、保護者、教職員、これを対象にしておりますが、先日天川村へ行った報告によりますと、児童本人からはなくて、保護者からのご相談があったということで、余り数は多くございませんが、計画訪問をしておりますので、いつ行くので、相談があったらどうぞというお知らせをしております。また、電話相談につきましても、今のところ相談件数はゼロ件でございます。以上でございます。

○神田委員 わかりました。

では、それも引き続きよろしくお願いたします。宮城県へ行ってきましたけれども、8月だったので、まあまあ瓦れきは片づいているところもありましたけれども、そうして行っただけでもすごく私なりに心の痛手というのを感じてきましたし、これが本当にその地域の人だったらどうなのだろうと思っておりましたので、その辺、相談に来る人がいないというのはありがたいことですが、いつそうなるかわかりませんので、引き続きよろしくお願いいたします。

○除委員 5点ほど質問させていただきます。

まず、1点目は、代表質問でも質問しました男女双方の視点、特に女性の視点を防災計画に盛り込むことで、答弁もそういったことは今後当然のことでやっていくというお答えでございましたが、まずは、そういった防災会議に委員がどれぐらい登用されているのか。また、今後地域防災計画の見直しに当たって女性から意見をどのように反映していくのか、どういった政策に反映させるのか。特に避難所の整備、運営等に女性の視点が反映されていくと思いますが、そういったところとか、また自治体の災害用備蓄物資に女性の視点がどのように反映されているのか。また、今後またさらに反映させていくのかについて、1点目お伺いをしたいと思います。

2点目には、要望といたしました被災者支援システムでございますが、これは阪神・淡路大震災以降、ことしの東日本大震災も含めまして、今500近くの自治体でこの支援システムが普及をいたしております。奈良県内も平群町、斑鳩町等で、今稼働させておりますが、県内さらに市町村で、こういったシステムを、普及させていく必要があるのではな

いかと思っておりますが、県内の状況をお伺いしたいと思います。

それと、3点目でございますが、教育委員会にお伺いします。今、十津川村で学校が再開されていないところがあるとのことでございますが、再開の見通し、予定等についてお伺いをしたいと思います。

それと、今回は休日でもあり、子どもたちが亡くなったということはなかったのですが、天川中学校も2階まで水がついたということで、現場を見たとき、こんな2階まで水がついたのかと本当に驚いたわけでございますが、教育委員会としても防災に関しては各学校で避難であったり、また今後は、地域に開いて避難訓練等を行っていくということでございますが、今回特に、最大と思わせるような想定外のいろんな事故が起こった奈良県南部の災害について、やはり子どもたちや先生たちにこういった状況をしっかり伝えて、そしてこれを含めて今後どうしていくかなどを特に取り入れて、防災教育、特に座学を今後しっかりと取り入れていかれてはどうかと思っておりますが、そのあたりのお考えをお伺いしたいと思います。

それと、放射線教育というのが新学習要領の中で行われるようでございます。既に一部取り入れられているようでございますが、どういった内容であるのか。それと、毎日、奈良県でも測定をさせていただいております。特に子どもたちへの影響は心配だと思います。今のところ大した影響はないのですが、放射能について正しい知識を持ち、自分の命を守るということ、また教育というところまで踏み込むのかどうかですが、そういったことは命を守る観点からも大切だと思っておりますので、放射能についての新学習要領に今回からそういったことが取り入れられたことについてお伺いしたいと思います。

それと、最後でございますが、特に読み書きが困難な学習障害児がそういうデイジー図書により、読みやすかったり、書くことができたり、理解できたりとか、そういう学習方法に対して、奈良県としてもこれを今後そういう方たちにもっともっと取り入れてはどうかと思っておりますが、その辺の現状と今後についてお伺いをしたいと思います。以上です。

○松山防災統括室長 防災対策に女性の視点を取り入れるという観点のご質問ですが、まず、本県の防災会議の委員につきましては、51名中2名が今女性です。ですから、女性の数は比率的には低いのは現実でありまして、これにつきましては、県防災会議の委員について構成機関、団体に推薦を上げるときにはできる限り女性の委員の推薦をお願いしているところであります。

それから、具体的にどういう形で女性の視点を今後の防災対策に生かしていくかとのご質問ですが、今現在県におきましては、例えば避難所のあり方につきまして、東日本大震災及び今回の台風12号の教訓も生かしまして、特に今回の台風12号につきましては避難所生活をされておられる方につきまして、県においてアンケートなどを行っておりまして、どのような不便を感じられたのか、どのようなところがあればよかったのかとのアンケートを今とっておりまして、その辺を集約、分析した結果、市町村も交えまして今後の避難所のあり方、奈良県におきまして避難所運営マニュアルをつくっておりまして、その中でも女性の視点を重視するようにとの項目がありますので、具体的にできるところから女性の視点を生かした避難所づくり等、考えていく予定にしております。

○杉中情報システム課長　ご質問は県内の市町村におけます被災者支援システムの導入に向けた状況についてでございます。

委員のお述べのとおり、東日本大震災を契機としまして、このシステムに関心を持つ市町村がふえてきておりまして、実は9月16日現在では全国で655団体、奈良県内でも17団体が導入できるように、プログラムを管理しております地方自治情報センターからプログラムをいただけるよう手続をとっているところでございます。これに対しまして、県といたしましてももう8月に県内の全市町村とともに組織をしております奈良県電子自治体推進協議会の研修会を開催いたしまして、このプログラムの開発に当たられた西宮市の担当の職員、あるいは県内での導入を既にやっておられます平群町からの紹介もいただきながら、システムの概要や導入事例の紹介を行ったところでございます。今後も市町村に対しましては、それぞれの団体の事情に応じましたシステムの導入につきましてアドバイスを行い、その内容につき防災計画の見直しにも反映してまいりたいと考えております。以上でございます。

○松尾学校教育課長　十津川村の今の学校の状況と、それからあわせまして放射線に関する学習指導の扱いの2点についてお答え申し上げます。

まず、十津川村内の学校の状況でございますけれども、再開が少し遅くなっておりました十津川村内の4つ小学校、4つの中学校とも、この9月26日から10月の3日の間にすべてが学校活動を再開いたしました。道路等、まだ十分でないところもございまして、保護者のご協力を得ながらすべての十津川村内の4つの小学校、4つの中学校で再開をしております。なお、十津川高校についてでございますけれども、通常の授業の再開はまだ行われておりませんが、9月20日から通信教育による教育活動を再開し

たところでございます。生徒は学校から送付されるプリントに自主的に取り組み、添削指導を受けるとともに、スクーリングに参加して指導を受けることにしてございます。スクーリングにつきましては、こちらの方に避難している生徒もおりますので、県立教育研究所と十津川高校の2カ所で行ってございます。十津川高校の再開につきましては、やはり道路の関係で、村外にいる生徒が十津川村にいつ戻れるかが大きな課題になっております。現在交通規制に係る課題を解決するために、十津川高校でも学校教育の支援をいたしながら、十津川村役場の災害対策本部や奈良交通と協議調整に当たっているところでございます。今後安全面等に十分配慮しながら、校内の調整を進め、必要な条件が整い次第、速やかに通常の授業の再開をしたいと考えております。

それから、放射線についてでございますけれども、新しい中学校学習指導要領におきまして、中学校3年生の理科で水力、火力、原子力などのエネルギーについて学習します際に、放射線の性質と利用にも触れることが新たに示されております。具体的には教科書では、原子力発電はウランなどの核燃料からエネルギーを取り出していること、核燃料は放射線を出していることや、放射線は自然界にも存在すること、透過性を持ち、医療や製造業などで利用されていること、人体に悪影響を与える場合があることなどが取り扱われることになっております。この新しい中学校の学習指導要領でございますけれども、来年度から全面実施となることでございますけれども、理科につきましては移行期間中から新しい内容を追加して指導することとなっております。今申し上げました放射線の性質、その利用につきましては、現在の中学校3年生から中学校で学習することとなっております。以上でございます。

○小林教育研究所副所長 学習障害の子どもに対するデイジー図書についての取り組み状況についてのご質問に対しましてお答え申し上げます。

デイジー図書は、視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のために、デジタル録音図書として開発されたものでございます。平成20年9月に障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律が施行されまして、これにより視覚障害者に加えて学習障害、いわゆるLDや知的障害のある児童生徒にとってもこのデイジー図書が有効であるということで、教科用特定図書として普及の促進等が図られることになったところでございます。文部科学省におきましては、平成21年度に発達障害等に対応した教材等のあり方に関する調査研究事業の委託先といたしまして、デイジー図書を取り扱っております財団法人日本障害者リハビリテーション協会を選定いたしまして、

その活用効果の検証を行ったところでございます。また、平成22年度、民間組織支援技術を活用した特別支援教育研究事業に関する最終報告書をまとめまして、このデジゲー図書の活用効果を国として高く評価したところでございます。

奈良県教育委員会といたしましては、デジタルテレビの研究、推進を図っているNPO法人の奈良県デジゲーの会がでございますけれども、この団体と連携をさせていただきながら、8月に奈良教育大学を会場に開催しております絵本ギャラリーin奈良、あるいは5月に開催しております教育研究所の教育セミナー等々、さまざまなイベントの中でデジタル教材の紹介に努めているところでございます。また、教育研究所の特別支援教育部の中にデジゲー図書コーナーを設けまして、教育相談に来所いただいた保護者の方々、あるいは学校の先生方にその都度紹介をしているところでございます。以上でございます。

○柴田保健体育課長 防災教育の中身、取り組みについてでございます。

学校における防災教育は、学習指導要領の安全に関する指導の一環として行われておりまして、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて的確な判断のもとにみずからの安全の確保をするための行動ができるようにすることをねらいに行われております。防災は個人や学校のレベルにとどまらず、地域社会全体の課題であることから、防災教育の実践としての学校での防災訓練につきましては、昨年度の調査でございますが、県内の公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校におきましては、516校中510校、98.8%で実施されているところでございます。今後は保護者や地域社会の人々の参加を積極的に求めていくような取り組みにしていきたいと考えます。

また、防災教育を充実するために、各学校では防災教育推進の中核となります学校安全担当者がございますが、これらを対象に、できれば今回の被災経験を持つ担当の先生方の防災計画や、あるいは現実について話をいただくような場を設けることなども考えております。また、地域の実情を加味した学校防災計画になっているかという点検につきましても、あるいは災害発生のメカニズム等についての理解を深めるという点で、学識経験者等を講師に招いた研修会の開催についてもぜひとも検討してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

○除委員 女性の視点を防災計画にということですが、51名中2名の女性がいらっしゃるということですが、こういった方法で女性を参画させるようにさせていらっしゃるのですか。この2名はどんな方でいらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

それと、被災者支援システム、655団体になったということで、県内も17自治体が導入という今の現状でございますが、住民基本台帳をもとに要援護システムやいろいろなデータを入れることで、災害時などにこの川が危ないといったときに、その周辺に住んでいらっしゃる方に対して避難を呼びかけることもできるものでございます。斑鳩町はそういったことを今回試験的にやられたようでございますが、災害時にはこういうシステムを使えば、そういうことも可能なこの被災者支援システム、煩雑な業務を、このシステムを日ごろから稼働しておくことで、義援金とか支援金とかをスムーズに罹災証明とともに割り出すことができるシステムでございますので、ぜひとも奈良県、今回の南部の災害を契機に県内全市町村にシステム導入できるように県としてもさらに働きかけていただきたいと思いますようお願いを申し上げます。

それと、小・中学校はもう再開をしたとのことでございます。十津川高校については、十津川村内の復旧が進めば、村の外にいらっしゃる、教育研究所で学んでいらっしゃる方、受け入れが可能になればとのことでございますので、一日も早く十津川村内の復旧を願うとともに、やはり一日も早く再開してあげることが私どもの願いでございますので、十津川村外に送られたとき、ヘリコプターで、防災ヘリで送られた、運ばれたようですので、早い段階で、国道168号がなかなか通行できない状況であれば、防災ヘリ等でまた十津川村に戻ってこれるように、そういったことの対応も含めて、一日も早く十津川高校が再開できるようお願いを申し上げたいと思います。

放射能、新学習指導要領の中に含まれたのは、何か30年ぶりの復活だそうでございます。たまたま東日本の大震災、原発事故という、タイムリーと申しますか、いい意味で受けとめて、放射能の学習を、しっかりと行っていただきたいと思うところでございます。命を守る観点からもこの放射能についての新しい知識をしっかりとお教えいただきたいようお願いをしておきます。

それと、デイジー図書でございますが、今全国でこういったデイジー図書の普及について取り組んでおりますが、奈良県は全国の数字、統計を見ますと、10数名が、こういった図書を活用していらっしゃるということでございます。香芝市が今回こういう取り組みをされたようでございますが、これを契機に県内にデイジー図書を普及させていただいて、これによって学習できる機会、やはり学習障害を持った子どもたちが皆と同じように教育の機会を与えられるよう、そういう媒体で勉強ができるのであれば、環境を一日も早く県としてつくってもらいたいようお願いをしておきたいと思っておりますので、よろしく願いいた

します。

あと、最後、防災の教育については、兵庫県の人と防災未来センター長であります河田さんのお話によれば、我が国の防災教育は貧困です。成人になっても地震や津波のメカニズムを知らないなど、防災知識が乏しいと。防災訓練などの実践教育、これはもうしていただいておりますが、それに加えて座学として防災を教室で学ぶことも不可欠です。防災訓練については毎年新しいことが身につく要素も取り入れるべきですとのことで、想定外の東日本大震災にしても今回の南部の災害にしても、考えられなかったようなことが起きておりますので、一回そういったことを敏感に正確に受けとめて、座学としての防災を今後取り入れていただきたいことが要望でございます。そういった事例については、今インターネットでも全国の事例が取り入れられるようになっておりますし、特に東日本の釜石市の例は皆さんが知るところでございますが、全員の子どもたちが助かった。そこには何があったのかもはっきり学んでいただき、参考にしながら、奈良県としての子どもたちの命を守る防災教育を、しっかりとお願いをしたいと要望いたします。

○林奈良県理事兼危機管理監 防災会議の委員についてのお尋ねですけれども、51名おられまして、これは人を直接委嘱をお願いするのではなくて、機関、団体、51機関、51団体あるわけで、その代表の方、機関を選んでそこから代表の方が選ばれてくるシステムになっております。通常は、トップの方がつかかれるケースになっておりまして、現在は看護師会の会長と、それからNHKの局長が女性でご就任されましたので、そのお二方となっております。非常に少ないと率直に感じております。したがって、私の思いとしては、機会をとらまえて、機関、団体に対して、もっともっと強く、今回はぜひ女性でお願いしたいと、そこまで申し上げて、もう少しバランス、女性委員の比率を高めて、女性の声を反映できるような仕掛けを県としても検討していくようにしたいと思っております。以上です。

○除委員 今、お答えございましたので、女性の参加比率も考慮していただくようお願いいたします。公明党としてもこの10月、防災総点検を全国一斉にやらせていただきます。ぜひ奈良県がモデルとなるような、女性の視点が入った防災計画をぜひともつくっていただきますことを強くお願いをして、終わりたいと思います。

○小林委員 質問は2点です。1点が総務部になると思います。もう1点が教育委員会。

1点目、今議会でも荒井知事は県有資産の有効活用について触れておられます。奈良県は豊かな県ではないけれども、資産としては900カ所超を持っていて、その活用につい

て検討していると、その検討も始まっているわけです。今回取り上げたいのは、奈良市秋篠町にあります、かつての県立奈良工業高校の跡地でございます。本会議でも一度このことをお尋ねいたしましたので、ある程度理解はしています。県庁の中で段階を踏んで検討を加えていって、最終的に民間に処分することもあり得ると、お聞きしているのですが、現在この奈良市秋篠町の跡地がどの段階にあるのか。3段階ぐらいにあったかと記憶しているのですけれど、この3段階ぐらいの中のどの段階にあるのかをお聞きしたいと思います。あわせて今後の見通しについてもお聞きしたいと思います。これは、基本的には総務部がお答えになるかと思っております。

次、2点目、きのう教育長と中学校教育における歴史教育の話を、させていただきましたが、かつては高等教育における歴史教育の重要性という話題でも一度議論させていただいたことがあるのですが、そのときの調査の中で、神奈川県で全国に先駆けて歴史教育を公立高校の中で日本史を必修にしていこうという動きがあることをそのときに教えていただいたのですが、その神奈川県に続いて東京都でも東京都の教育委員会が公立高校の教育の中で日本史を必修にしていこうとの動きがあることをお聞きしているのですが、これは日本史そのものなのか、あるいは神奈川県のように日本史という科目でなくて、郷土史というその他の科目の中で応用的に歴史を学ばせようとしているのか、どちらなのか。ある程度お調べになっていたら、その動きについても教えていただきたいと思っております。以上、2点。

○芝池管財課長 それでは、小林委員からの、旧奈良工業高校の現在の活用についての検討状況はどういう状況にあるのかのご質問でございますが、旧奈良工業高校につきましては、ご存じのとおり、平成21年3月に閉校いたしました後に、教育委員会におきまして敷地の境界確定の作業が進められておりまして、ほぼ終了したと聞いてございます。この施設、校舎等は築48年と非常に老朽化してございまして、その活用は困難と考えております。一方、敷地でございますが、第一種低層住居専用地域でございまして、学校の周りも非常に良好な住宅地が形成されておりますことから、今後の活用方策としては民間活用も十分可能であると考えているところでございます。また、跡地活用については、周辺住民の方々も非常に関心が高うございますので、これまで地元奈良市にも公共的な活用はできないかと打診しておりましたが、活用についての検討は困難とのことでございました。しかしながら、敷地が約6ヘクタールと非常に大きな面積でございますので、その活用次第では周辺に与える影響も非常に大きいと考えられるために、具体的な活用方策について

は奈良市のご意見も踏まえながら検討すべきと考えております。

現在の検討状況としましては、まだ教育委員会が所管でございますので、跡地整理、先ほど境界確定はほぼ終わったと言いましたが、まだ若干跡地整理の一部作業が残っていると聞いております。それが完了した段階で、知事部局に引き継ぎまして、その時点で具体的な方策検討を進めていきたいと考えてございます。以上でございます。

○松尾学校教育課長 東京都の日本史の件につきましてお答え申し上げます。

東京都教育委員会でございますけれども、平成24年度から入学する1年生から、日本史A、日本史B、これは学習指導要領に定められている科目でございますけれども、これに加えて、東京都独自の設定科目、江戸から東京へという科目名と聞いております。これを導入いたしまして、すべての生徒が日本史Aか日本史Bか、今申しました設定科目、江戸から東京へか、このいずれかを学習することになると聞いております。江戸から東京へという科目の内容についてでございますけれども、江戸、東京の変遷から見た日本近現代史ということでございまして、扱う範囲といたしましては江戸幕府の開幕から現在までとなっております。したがって、東京都が江戸から東京へという科目、東京都独自で設定する科目でございますけれども、内容は日本史が中心になっておりますが、それを日本史という教科の中に江戸から東京へを設定するのか、全く別枠で江戸から東京へという科目を設定するのか、そこは不確かでございますけれども、趣旨はすべての高校生に日本史を学習させ卒業させたいということであるようでございます。以上でございます。

○小林委員 歴史教育の件、ある程度理解が進みました。

先ほどお答えになった芝池管財課長は、知事部局でいらっしゃいますね。知事部局にいずれ戻してくるとのお答えになっているのですが、では現在はその検討は教育委員会の中で検討されていると、そういう考え方ですか。

○芝池管財課長 検討自身は、並行してやっておりますが、考え方として、土地の所有者、いわゆる所管のところはまず底地の整理をいたしまして、そこから活用可能だとなったときに知事部局に戻ってくると。知事部局でまず県としてどういう使い方があるのかを検討をいたしまして、その中で、先ほど申しましたように、市町村の意見もお聞きしながら検討を加えていくという流れにはなっております。以上でございます。

○小林委員 もうこれ終わりにしたいのですけれども、ちょっと理解が不足しているのかもしれないけれど、教育委員会に……。済みません、これ以上ちょっとお話しをするのをやめまして、最終日の総括のところでもう少し掘り下げたいと思います。以上です。

○安井委員長 総括で。

ほかにありませんか。

○猪奥委員 災害のことで2つお聞きしたいと思います。

1つ目は、県の情報発信の仕方についてお伺いしたくて、今の現状、前回何かの委員会でもお聞きしたかと思うのですけれども、資料がPDFで一括で上がっていて、なかなか県民の皆さん、被害に遭われた方、またご家族が被害に遭われた方など、情報を得たい方がわかりにくい情報提供のされ方になっているのではないかと思います。今すぐ変えることは難しくても、今後情報提供のあり方、例えば今道路のどこが寸断されているのか、今どこが避難所になっているのかが、避難所のことを知りたい人が避難所のことすぐわかるように、道路のことがすぐわかるように、検索しやすい、わかりやすいホームページでありますとか、情報提供のあり方、教えていただきたいと思います。

それと、森山副委員長も代表質問でお聞きになられましたけれども、知事が上京されていたことについてお聞きしたいと思います。7日の合同委員会で、きちんと知事と情報のやりとりができる状態になっていたとお答えいただいていたかと思うのですけれども、例えば福井県の知事から支援のお申し出があったときに、それを事務方に伝えられたのは、割かしすぐ後で、井戸知事から支援のお申し出があったときに、井戸知事のお申し出の内容を事務方に指示されたのが少し遅かったというか、次の日になっていたかと思います。そういう大事な内容を次の日になっているのは、私の感覚ではどう考えても連絡体制がとれていなかったと思うわけなのですけれども、そのことに対して、防災の方ではどうとらえられているのかを教えてください。

それと、知事は奈良を離れるべきではなかったと思っています。ダムがもしかしたら決壊しているかもしれないし、東京に行ってしまういたら、帰ってこれないではないですか。そんな状況の中で、どうして知事が東京に行くという判断をされたのだろうと思ったときに、やはり現場を見られていなかったからだと思うのです。どうして現場を見なかったかという、それは東京に行っていたからで、しかしながら、例えば前日ですとか、努力をすれば見ることはできたのではないかと思うのです。例えば車で5日の第1回の会議が終わった後、行ったけれども、それ以上行けなかったから帰ってきた。その後で例えばヘリコプターで行くだとか、その翌日に防災ヘリで行くだとか、自衛隊のヘリコプターに乗せて行っていただくだとか、自衛隊の物資輸送は、始まっていたわけですから、そこに乗せて行っていただくことも可能だったかと思うし、近隣のヘリコプターを借りて行くこ

とだって可能だったかと思います。そういう行かれる努力をされたのかをお伺いしたいと思います。8日に、知事が行かれた日と同じ日ですけれども、現地に行ってみりました。現地に行くと、物すごく大変だとわかったのですけれども、現場の方にお話を伺うと、いや、2～3日までは本当に大変だったのですよとか、きのう初めて家に帰ったのですよという役場の方とか、8日はもう余り大変な状況ではなかったかと言ったら語弊がありますがけれども、ピークは超えていた時期だったと思うのです。8日に知事がはじめて行かれたのは遅過ぎるのではないかと思います。以上、教えてください。

○松山防災統括室長 被災者が情報収集しやすい情報提供を行う必要があるのではないかとのご指摘の点です。

台風12号に関する情報提供としては、県のホームページに人的被害、避難、救援支援活動、道路通行規制、河川、ライフライン等の状況を取りまとめて掲載し、1日1回以上の更新を行い、最新情報を提供しております。特に避難指示発令等、一時帰宅等の重要な情報につきましては、市町村からの報告があるごとに速やかにホームページに掲載し、県民への注意喚起を図っていることとしております。また、県の災害対策本部会議の会議資料も報道機関に提供し、毎回記者レクを行うなど、報道機関を通じての県民への情報提供が図れるよう努めております。なお、県のホームページにつきましては、被災者向け、県民向け、支援状況、災害復旧状況等に区分して、検索の便を図っているところであります。今後も県民の皆様が必要とする情報を速やかに提供するとともに、今わかりにくいというご指摘がありましたので、よりわかりやすく利用しやすいものになるようにさらに工夫してまいります。以上です。

○林奈良県理事兼危機管理監 まず、福井県とそれから兵庫県の知事からのお話とのことですけれども、4日に福井県、それから兵庫県の危機管理監、防災監から私のところに一報が来ておりました、支援の申し入れをしたいというお話でございました。それで、まず謝意を申し上げて、その上で必要となった場合はまたお願いすることがあろうかと思えますので、その節はよろしく申し上げますと、そういうことをやりとりさせていただきました。福井県につきましては、4日の午後、知事から命を受けたということで、早速2名の職員の方が県庁に飛んできていただきまして、2～3日おられたのではないかとお思います。何でもお手伝いすることがあればもうどんどんおっしゃってほしいと、そういうお話も聞かせていただきました。そのことを5日に知事にもお伝えしまして、知事もそういうことを知っておられた上で、知事同士で5日ですか、兵庫県知事と福井県知事からお

話をされたということだと思います。ですから、いろいろとおっしゃいましたけれども、私の認識としては、今申し上げたように理解をしております。

それから、十津川村などの被災現場の視察が9月8日となったのが遅いのではないかともおっしゃいましたが、お述べになりましたように、知事は9月4日日曜日に災害対策本部の会議の後、直ちに車で現地に入られて、通行が可能な五條市大塔町地内まで行かれました。その先、十津川方面の被災現場に行くためには、防災ヘリを使う必要があるわけですが、防災ヘリは人命救助などの救難活動を最優先にする必要があるわけですし、9月4日からは、先ほども申し述べましたが、フル稼働状態にございました。知事としては被災現場に至急向かいたいということだったのですけれども、この防災ヘリの本来の目的であります救難活動などに使用するのにあわせて、緊急の場合、変更もあると、そういう条件つきで一番早い9月8日に視察日を設定されたものであります。その際も、行きについては妊婦の搬送出動に、それから帰りにつきましては医師、看護師を送るための出動の帰り便に同乗する形で行われております。自衛隊のヘリコプターにつきましても、これも先ほども申し上げましたように、本来の活動業務、物資の運搬、捜索等、フル稼働していた段階でありまして、むしろ大変な状況をそうしたヘリコプターも一番活動に励んでいただきながら支えていただいていた、そういうことではないかなと思います。そちらを優先させていただいております。以上でございます。

○猪奥委員 ヘリコプターは当然人命の救助ですとか、そういうことに使っていただくのがまず一義的に一番大切なことだと思いますけれども、では、今おっしゃられたのは8日が一番早かったというのは、東京に行っていた間を除いてということですよ。前田国土交通大臣は6日の知事との会談の前に現場視察されていると思いますけれども、これはどういう手段で行かれたのでしょうか。前田国土交通大臣の話なのでおわかりにならないかもしれませんが、これに同乗されていたら現地に入ることができたのではないですか。

というのと、先ほどお尋ねしたのは、他府県のお持ちになられているヘリコプターですとかをお借りしてでも視察することはできなかったのかと思うのですが、そういうご努力はされたのか。奈良県が使っているヘリコプターとは別に、別の交通手段ですとかを使って行くことはできなかったのか。これは前田国土交通大臣の同行とも同じ話ですが、お答えください。

○林奈良県理事兼危機管理監 まず、これも先ほど説明の中でも触れさせていただきました

たが、9月7日には福井県にお願いをして、ヘリコプターが非常に不足しているということで、物資搬送のために福井県のヘリコプターを使わせていただいて、輸送をさせていただいたと、そういうことも行っております。本当に初期の段階というのは、限られたヘリコプターがもうほかからも借りるような形で搬送だとか、人、物資、あるいは捜索と、フル稼働をしていた状況ですので、そのところはそう申し上げさせていただきたいと思えます。

前田国土交通大臣の乗られたヘリコプターは、今確認していますけれども、国土交通省のヘリコプターと聞いております。それから、東京から和歌山県に行って入ってきているとのことですので、それへの同乗ということは物理的にも難しかったのではないかと思います。とりあえずそういうことを申し上げます。

○奥田副知事 ちょっと補足でございます。別にとりわけて大意はないのですが、先ほど猪奥委員のご質問の中で、9月8日がもうピークを過ぎていたのではないかというご感想でありましたけれども、実は、9月9日に県の職員21人と一緒に自衛隊の30人乗りのヘリコプターで送っていただきました。その当時はもう完全に孤立化をしている状況でありました。9月9日、参りましたのは、それまでに十津川村に2名のリエゾンを送って参りましたが、発災直後から、ただ、役場の職員が、ざっとした計算ですけれども、100人のうちの3分の1が孤立化をして職場に出られないという状況でありましたので、奈良県から急遽、自衛隊にお願いをして、そして21人、私も入れて22人、向こうに行って役場の職員の応援をしたと。そういうところで、9月9日の時点でも役場は職員が来れない状況でありましたので、ご指摘にあったようなピークを過ぎていたという状況ではなかったと思えます。

○猪奥委員 ありがとうございます。

総括でもお聞きしたいと思います。

○安井委員長 総括で。

○猪奥委員 以上です。ありがとうございました。

○荻田委員 2点ばかり質問させていただきたいと思えます。

まず、最初に、本当に皆さん、今回の震災について、各部局ともに心身ともに大変な中、ご苦勞をおかけし、被災者のためにご支援をいただきますこと、心から感謝を申し上げる次第でございます。また、先日もテレビを見てみますと、風屋ダムの中で自衛隊がボートを浮かべながら、行方不明者の捜索活動、大変なことだろうとの思いで、一瞬にでも早く

発見をしてとの思いを感じ取って、そしてまた、警察の方々についてもいろいろな捜索活動をしていただきながら、本当に頭の下がる思いでございます。特に、きのう私たちの同僚議員でございます秋本議員から、知事さん、今、十津川村、五條市、天川村、野迫川村、あるいは黒滝村を含めて、南の地域に元気を与えていただくための言葉をおっしゃってくださいと。このことに私は尽きると思います。そして、今回の知事ももう本当に自分の思いをそのときに不退転の決意で全身全霊を打ち込めて頑張っていきたい、こんな決意を述べられました。そのことは県職員一人一人がひとつ肝に銘じていただいて、対応方を願いたいものだ、このように思っているわけです。

そこで、今度の補正予算の中で、ほとんどが財政調整基金、あるいは県債をつぎ込んで、そして国庫支出金はあるものの、復旧のために用立てようという思いで積極的な予算を組んでいただいていること、本当に結構なことだろう。議会としても全面的にご支援を申し上げたい、そんな思いでいっぱいでございます。特に激甚災害地の指定をしていただきました。こういった意を受けて、今回の補正予算、いわゆる先行投資をしているわけでございますけれども、結果としてどれだけ国からの補助金をいただけるのか、こんなことの見通しをわかればお教えをいただきたい。

それから、もう1点は、何ととっても十津川村、あるいは五條市大塔町、あるいはまた天川村、そして野迫川村、こういったところでは本当に首長がもう張りついて、心血を注いで、倒れるのかと思うぐらい、毎日毎日一生懸命頑張っていただいています。一つの村意識の中で、耐えがたきを耐え、そして忍びがたきを忍んでいく中で、今私たちが共有をしたことのないようなことが実践をされています。それが炊き出しでございます。野迫川村だったと思うのですけれども、あれはやっぱり女性が皆、給食当番を決めて、班編成をして、毎日毎日、朝昼晩とおかずをこしらえ、ご飯をこしらえて、そしてきょうはおいしいという、私たちが生まれ育ってきた時代のような、そういった風情を見させていただいているわけでございます。これから心と心の触れ合いを共有をしていく中で、こんなことも教育委員会として何かやっぱり子どもたちにも教育として実践されることがいいのではないかと思いますし、その中で、首長が今復旧に向けて、それぞれの被災地がございますけれども、どんな思いをしておられるのか。そして、何を求めておられるのか、この辺のところを具体的に、いろいろな要望があると思いますけれども、そんな中でわかっている限り教えていただきたい。

それから、もう1点は、南部振興は、今のこの南部地域、被災地のある場所、この場所

がどのように今後復興をしていくのか、これが奈良県のこれからの飛躍ある発展をしていく中で、南の均衡策として、一番大切ではないかと思えます。だからこそ、あとは、これまた総括で知事にもお話をしますけれども、今の地域の復興をどういう形で進めていくのか。今は復旧のための善後策ばかりを検討しておいでになると思えます。またそれでいいのだらうと思えますけれども、これから次の段階は、やはり復興に向けてどのような対応をしていくのが一番望ましいのか、この辺のところをまずお聞かせください。

○杉田総務部長 災害復旧、復興に関連する予算の財源のお話だとのことですがけれども、今回補正予算で一番大きな規模の予算を計上していますのが道路、河川、砂防等、山地の復旧工事のための調査、測量設計です。先ほど委員ご指摘のように、激甚災害になりましたので、基本的に本体工事は限りなく県負担が非常に少なくなるのですけれども、ただ、今被害の確定、そして工法の調査、そして国の採択の作業中ですので、できる限りそれに向けて努力しておりますが、ただ、そうなっても、基本的な調査のところはなかなか国庫補助が当たらないということで、先日、国に参りまして、そういうところについても支援をしてくれとの話をしています。また、さらに財源面では、特別交付税、これにつきましても今後要した経費についてしっかり要望していくということです。いずれにいたしましても、必要な復旧、復興の施策についての財源については、可能な限り努力してまいりたいと思えます。

○荻田委員 時間もないようでございますので、とりわけ復旧、復興、両立でやっていたかなくてはならないことだらうと思えます。東日本大震災でも、今は東日本が元気にならなくては日本の活力が、あるいは繁栄が断じてあり得ないとも言われています。そういった中で、より一層気を引き締めて頑張っていたいただきたいと思っています。

それと、もう1点は、5日、6日の知事不在という新聞記事に載っていたことをここでも言いました。そんな中で、総務警察委員会でも言いました。この前に、知事から招集あいさつ、あるいはまた所信表明の中で一言。一生懸命に頑張っていたでいて、本当に頭が下がる思いで、頑張っていたでいてという思いであったのです。知事から一言、先にごなたからか代表質問される前に、今回の問題は強く受けとめると、そして真摯な思いで今後対応していきたいとの話をされたらどうですかと、申し上げておきました。それは奥田副知事に申し上げておきました。しかし、知事からは、質問をされて答えるというものではなくて、本当にそういったことが大切ではなかったのかと思っています。この話は、知事も本会議の中で答弁されたお言葉がそのとおりだらうと思えます。だから、より一層

チームワーク、奈良県力を発揮をされて、それでしっかりやっていただきたい。

それから、復興に向けては、国でも今、公務員宿舍の凍結問題なども発端にいろいろなことが起こっています。谷垣総裁が奈良県に来られたときも申し上げています。今ライフラインが一番欠如していたのではないか。そして、外へ出ておいでになるご家族や、あるいは連絡調整など全く途絶えてしまった。こういったものを今後の課題としてぜひひとつ対応方を教訓にして生かしてもらいたいとも申し上げました。きょうはまた朝早くから元町村官房長官ともお話をしていた中に、東日本の震災対応について、政府のことやいろいろな話もしておりました。しかし、いずれにしても、一番お困りになるのは地域の被災の方々ばかりでございます。そういった中で、より一層ひとつ、私どもも理事者の方々も思いを共有をして、しっかり頑張っていけたらと思っておりますので、どうぞ皆様方もいろいろなことがあってもくじけずに頑張って対応していただきたい。このことがひいては被災地の皆さんの勇気、元気につながっていくことだろうと思っておりますので、どうぞ意見は、いずれ総括の中で知事に対しても申し上げますけれども、皆様方にひとつご要望としてさせていただきますと思います。以上でございます。

○安井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございます。

これをもって、歳入、総務部、教育委員会、警察本部の審査を終わります。

午後の開会でございますが、午後1時20分から、土木部、まちづくり推進局、水道局の審査を行います。それではよろしくお願いいたします。

しばらく休憩します。